

決戦非常措置要綱ニ基ク旅行制限ニ關スル措置要綱

(一) 一。三。信 (一、二、三)

一、警察宣傳

大政翼賛會ノ全權活動員

治安維持會宣傳隊ノ動員

公國民ノ忠告書方體製ノ確立等ニ務メ治安維持會方

隊ノ積極的活用

二、近距離旅行ノ制限

東軍線ノ國境發賣紙幣ノ執管及特別取締

三、遠距離旅行ノ制限

不公道旅行制限券ノ發行

治安維持會ノ旅行制限券ノ發行

公債發賣ノ制限ニ關スルハキ證發賣ラ旅行シ得ル

モノノ指定

大政翼賛會

治安維持會

各 省

近距離旅行制限券

各官公署

内 務 省

遠距離旅行制限券

治安維持會發賣紙幣ノ執管及特別取締

四、不慮不測ノ旅行及戰爭進行ニ直接必與ナラズト認メラルル旅行ノ

制限

行遊樂ノ為ニスル旅行

行遊樂ノ實力以成ノ強化徹底

行遊樂ノ必需品購買ノ配給ノ確保

行遊樂ノ必需品購買ノ配給停止及旅行行為ノ取締

行遊樂買出シノ為ニスル旅行

行遊樂必需品購買ノ未結算清算機體ノ整備並ニ配

給ノ確保

行遊樂必需品購買ノ計畫的優先取締

行遊樂ノ小運送、郵便運送ノ實力強化

行遊樂ノ入管、入國、滞在者ニ對スル面會及ハ附添ノ為ニスル旅行

制限一ヶ年間應行者、入管者、入國者、滞

近距離旅行制限券

大 政 會

遠 慮 會

近距離旅行制限券

内務省

近距離旅行制限券

内務省

近距離旅行制限券

登船ニ乗スル遊覧者、友人等ノ面會ノ禁止也
ニ乗船ニ乗スル附添者旅行ノ禁止

陸軍省 陸軍部
海軍省 海軍部

同様に、出陣ノ遊覧者、友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、一ヶ年高年者、友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、心志不堅者、友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、大體ノ遊覧者、友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、病者ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、地方官等ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、官署ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

死傷旅行ニ行フ時、旅費等ノ禁止

陸軍省 陸軍部
海軍省 海軍部

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

同様に、同族ノ友人等ノ面會日ニ於ケル禁止也

二、労働者、学生、住居ノ交換及寄宿舎ノ整備

労働者、学生ノ合宿化

労働者ノ寄宿舎

厚生省 労働省

海軍省 陸軍省

厚生省 内務省

各 省

住居ノ交換

三、労働者、学生、勤労者、其ノ他労働者ノ二時以内ノ徒歩通勤

不規則勤務者ノ就業停止

四、徒歩通勤ノ通行徹底

五、通勤、帰宅時ノ整理

六、急行列車ノ優待車等ノ取止

七、急行列車ノ取止、普通線行列車全廢、一等車

全廢及二等車運送車ノ全廢

運輸省 省

運輸省 省

運輸省 省

運輸省 省

七、二等車ノ繰返及二等定期乗車券ノ取止

八、普通定期乗車券ノ取止

(註) 乗務ニ従事スル目的ヲ以テ常時一定

區間ニ通勤乗車スルモノニ限リ定期乗

車券ヲ取止ス

九、既設手荷物積込ノ取止

(註)

既設手荷物積込ノ取止シテマ小荷物積込ニ

一元化ス

小荷物積込ノ取止シテマ小荷物積込ノ方策

ヲ講ズ

一〇、都市環境ニ伴フ対策

通勤範囲内ニ於ケル盲田路ノ取止

通勤者ノ取止ノ促進

内務省 省

文部省 内務省

大都市防衛、生産増強等ノ要員ニ對スル宿舍

ノ整備、食事ノ確保

一、自動車関係

一、二、消費財生産ニヨル製造ノ関係

客

運送信託

運輸信託

第一 方針

決戦非常措置要綱ニ基キ戦力増強並ニ防空疎開ニ必要ナル輸送ヲ強化スル爲國民戦意ヲ昂揚シ旅行ノ自願徹底ヲ期スルト共ニ旅客輸送(通勤及通學ヲ除ク)ノ徹底の制限ヲ實施セントス

第二 要領

- 一、啓發宣傳ヲ強化スルト共ニ輸送ニ對スル國民ノ積極的協力ニ依リ旅行ノ徹底の自願ヲ圖ル
- 二、乘車券ノ發賣制限ヲ強化シ特ニ長距離旅行ニ付テハ旅行目的ニ依リ質的制限ヲ併用ス
- 三、不急不安ノ旅行及戦争遂行ニ直接必要ナラズト認メラルル特定ノ旅行ハ疎及之ヲ抑止シ又ハ制限スル期キ指直ヲ請ス
- 四、通勤輸送特ニ勤勞者ノ通勤ヲ圖情ナラシムル爲時差通勤ノ強化、交頭又ハ長距離通勤ノ排除等各般ノ指直ヲ請ス
- 五、特別急行列車、急行列車、一等車、長距離、其宜車ヲ全廢シ二等車ノ連絡ハ之ヲ可及的縮減ス

- 六、託送手荷物制度ヲ廢止ス
- 七、前各號ニ依リ生シタル輸送力ハ拵ゲテ之ヲ重要物資及國民生活必需品ノ輸送、通勤輸送、都市疎開ニ伴フ輸送ノ強化ニ充ツルモノトス
- 八、地方鐵道、軌道及自動車ニ付テモ前各項ニ準ズルモノトス之ガ爲安スレバ經理ニ關シ所要ノ措置ヲ請ス

第三 措置

- 一、旅行ノ自願徹底ニ付テハ大改裝會及各種啓發宣傳機關ノ全權ヲ動員スル他國民ノ輸送協力鼓勵ノ確立特ニ増送増産協力會ノ積極的活用ヲ圖ル
- 二、旅行制限ノ強化ニ就テハ左ノ措置ヲ請ス
 - (一) 概ネ一〇〇軒以内ノ近距離旅行ニ對シテハ乘車券ノ發賣枚數割當ニ依リ數量的ニ制限ス
 - (二) 概ネ一〇〇軒ヲ超ユル遠距離旅行ニ對シテハ、軍人及官公吏ノ公務旅行ニ付テハ所屬官公衙ノ證明、其ノ他ノ旅行ニ付テハ警察

着ノ證明又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ質的ニ制限スルト共ニ前號ニ準ジ數量的ニモ之ヲ制限ス

三、遊樂、物資買出シ等不急不要ノ旅行ハ之ヲ禁止スルノ外左ノ如キ旅行ニ行テハ今後一年間豫メ之ヲ抑止シ又ハ制限スル如ク關係各廳ニ於テ特段ノ措置ヲ講ズ

△(一) 應召、入營、入團、應徵者ニ對スル面會又ハ附添ノ爲ニスル旅行
△(二) 學生、生徒、勤勞者其ノ他ノ休暇日ニ於ケル歸省旅行(軍學生ヲ含ム)

△(三) 法人其ノ他各種團體ノ總會、大會等ニ出席スル爲ノ旅行
△(四) 疎情請願ノ爲ニスル旅行
△(五) 神社佛閣等ノ詣禮ノ行幸宴ニ祭禮ニ伴フ旅行

△(六) 其ノ他前各號ニ準ズル旅行
△(七) 向學生、生徒ノ訓練ノ爲ニスル旅行及勤勞報國隊其ノ他勞務ノ集約的移動ニ伴フ遠距離旅行モ之ヲ極力抑止シ又ハ制限スル方針ノ下ニ其ノ計畫ヲ合理化スルモノトス

四、運動輸送ノ圓滑化ニ行テハ左ノ措置ヲ講ズ
△(一) 時差運動ヲ強化シ特ニ學生、生徒ノ始終乘時刻ノ繰下ゲ、繰上ゲ

ヲ行フ

△(一) 勞務徵用ノ合理化、勞務者ノ再配置ヲ行フト共ニ住宅ノ交換、寄宿舎ノ整備ヲ強力ニ推進ス

△(二) 二村以内ノ定期乘車券ノ發賣ヲ停止スルト共ニ、驛、停留所ノ整理ヲ爲ス

△(三) 運動時間ニ於ケル普通乘車券ノ發賣制限ヲ強化ス

△(四) 新ナル運動ヲ伴フ近距離自由乗車券ヲ統制ス

五、急行列車ノ全廢ニ伴ヒ長距離重要々務旅行者ニ對シ急行列車ニ準ズル列車ヲ設ク

六、幹線ニ於ケル主要列車ヲ除キ一等車ノ連結ヲ廢止シ之ニ伴ヒ二等定期乘車券ヲ廢止ス

七、旅行制限ノ目的ヲ完カラシムル爲普通定期乘車券ノ發賣ニ付一定ノ制限ヲ設ク

八、託送手荷物制度ヲ廢止シテ之ヲ小荷物扱貨物ニ一元化ス

九、都市疎通ニ伴フ輸送ノ急送遂行ヲ圖ル爲疎通臨時列車ニ依リ計畫的輸送ヲ行フ等ノ特別措置ヲ講ズ

一〇、乘合自動車ノ路線及停留所ノ整理並ニ運行回數ノ精微ヲ行フ

- 一、多クシ一及ハイヤーハ重断用務ニ對スル專屬配車又ハ緊急配車以外ハ原則トシテ之ヲ禁止ス
- 二、自家用自動車ノ制限ヲ強化ス
- 三、無賃乗車證ニ依ル乗車ノ制限ヲ強化ス

(備考)

- 一、公務又ハ之ニ準ズベキ旅行ニ付テハ右各般ノ措置ニ即應シ率先之ヲ縮減スルモノトス
- 二、本件ハ一般外國人ニ付テモ之ヲ適用スルモノトス
- 三、本件ハ急行列車ノ全廢ヲ除キ概ネ四月一日ヨリ實施ス
- 四、外地ニ於テモ概ネ本件ニ準ジ措置スルモノトス
- 五、重要物資及國民生活必需物資ノ輸送強化ニ付テハ別ニ之ヲ定ム